

平成12年度包括外部監査結果報告（平成13年3月23日提出）に基づく市長の措置について

「交通事業」に係る監査

監査結果及び意見		措置結果及び意見への対応状況															
<p>6 関連団体への委託契約 平成11年度において、交通局と関連団体である「横浜交通開発株式会社(以下、交通開発)」、「財団法人横浜市交通局協力会(以下、協力会)」との間の契約を次に示します。</p> <p style="text-align: center;">高速鉄道事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>契約名</th> <th>内 容</th> <th>相手先</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>高速鉄道事業の付帯業務に関する協定書</td> <td>高速鉄道の駅構内の清掃業務、広告物の掲出および撤去業務等</td> <td>協力会</td> <td>329百万円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>高速鉄道事業車両清掃業務委託契約書</td> <td>高速鉄道車両の車両清掃業務</td> <td>協力会</td> <td>221百万円</td> </tr> </tbody> </table>			契約名	内 容	相手先	金額	2	高速鉄道事業の付帯業務に関する協定書	高速鉄道の駅構内の清掃業務、広告物の掲出および撤去業務等	協力会	329百万円	3	高速鉄道事業車両清掃業務委託契約書	高速鉄道車両の車両清掃業務	協力会	221百万円	
	契約名	内 容	相手先	金額													
2	高速鉄道事業の付帯業務に関する協定書	高速鉄道の駅構内の清掃業務、広告物の掲出および撤去業務等	協力会	329百万円													
3	高速鉄道事業車両清掃業務委託契約書	高速鉄道車両の車両清掃業務	協力会	221百万円													
<p>6.1 随意契約 (1) <結果> 前述の契約はすべて随意契約によっております。地方自治法第234条によると売買、賃借、請負、その他の契約は一般競争入札によることが原則とされ、例外的に随意契約によることとされています。地方自治法施行令第167条の2には、随意契約による場合としての理由が列挙されており、その中で、その性質又は目的が競争入札に適さないものであることが記載されています。 交通局で随意契約となっている理由について説明を受けました。主な理由は以下と考えます。 交通局の退職者であれば、交通事務への理解が深く上記業務を効率的に行うことができる。 定期券発券装置の操作や、清掃の手順等には専門的な技術が要求されるため、他の業者との間での競争入札がなじまない。(清掃の手順は、バスの運行状況を把握する必要がある等) 基本的には両団体の囑託等人件費実費の積み</p>		<p>高速鉄道駅の清掃業務のうち、定期清掃については、平成15年度から一部の駅を対象に競争入札を導入しました。平成15年度では、全32駅のうち、8駅を対象とし、平成16年度では、これを15駅に拡大しました。今後、平成18年度までに、全駅を競争入札に移行する予定です。 また、高速鉄道車両の清掃業務については、平成14年度から委託をとりやめ、直営で実施をしております。</p>															

上げにより算定しているため、他の民間業者より安価になる。

業務の専門性については、定期券発売業務は、基本的に装置類はすべて交通局が支給しており、労働力の提供を受けているにすぎず、機械の操作等について特殊な技能が必要とは考えられません。また、清掃業務についても段取り等について、マニュアル化する等の対応で他社が参入する余地はあるものと考えられます。委託金額が安価かどうかについては、実際に競争入札をかけてみて判断すべきものですが、民間業者からの見積もりを取る等の検討はしていません。

従って、これら関連団体との契約について随意契約とする積極的な理由はないものと考えられます。

